

## 第2期行動計画の実施状況と評価（案）

令和3年7月30日 第2回福岡県生物多様性戦略専門委員会

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価					事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性	
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献		問題点・課題等
1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	(1) 県民への普及啓発		3	2				5	<p>★重点1「県民参加型の生きもの調査の実施」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページや福岡県生物多様性Web情報サイトによる定期的な情報発信や自然観察会の開催などにより、県民への周知・啓発を図り、生物多様性の理解促進に貢献した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性」の認知度は年々向上しているが、広く認知されているとまでは言えない。</li> <li>※県政モニターアンケート「生物多様性の内容を知っている」、「内容をある程度知っている」の合計【2011年33%→2020年39%】</li> <li>・県民を対象とした自然観察会の開催に取り組んだが、重点プロジェクト（県民参加型の生きもの調査）の事業化には至らなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に関する情報の一元的な発信・提供を行う「生物多様性情報総合プラットフォーム」（仮称。以下「プラットフォーム」という。）を2022年2月に開設予定。今後は、生物多様性Web情報サイトとの連携を図るとともに、これらを活用し、生物多様性に関する最新情報、県内の希少種や侵略的外来種を含む動植物種の情報、環境保全団体の活動情報などを一元的かつ豊富に発信することで、県民への普及啓発を強化する。</li> </ul>
	(2) 教育・学習の機会を活用した啓発		11					11	<p>★重点2「環境教育副読本の利用促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育副読本を活用した授業や教育庁との連携による小学生向けの環境教育学習会などにより、学校現場における環境教育の充実を支援した。環境副読本の内容に対する満足度は高く、今後も継続的な取組が期待されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育副読本における、生物多様性の教育資料としての活用度合は、各学校や教員によって異なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の関心をより高めるためには、環境教育は効果的な手法である。今後も教育現場における活用実績を踏まえ、環境教育副読本の改善を継続して行う。併せて、教育現場での利活用が進むよう、環境教育に活用可能な県発行資料の情報をプラットフォームで一元的に提供することを検討する。</li> </ul>
	(3) 自然とのふれあいの推進		10	2				12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催の親子ハイキングや自然観察会のほか、様々な主体による自然観察会が県内各地で実施されており、県民が自然とふれあう機会が提供されている。</li> <li>・平尾台自然観察センターでは研修やイベント活動を通じて、ボランティアの育成を行うとともに、自然体験型イベントの充実に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会などの自然とのふれあい活動の機会創出を進める一方で、生物多様性を含めた自然環境保全の観点から、自然公園の適切な利用についても、理解促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、自然とのふれあい活動の機会創出やボランティアの育成などに取り組んでいく。また、自然公園の利用等に関する情報を発信するビジターセンターの展示物等を更新し、県民の理解促進を図る。</li> </ul>
	(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透		6	1				7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページへの掲載や環境イベントでの配布を通じて、「県民行動リスト」を周知するとともに、行動の実践を促している。このほか、行政や関係団体などが連携し、食育や県産品の地産地消を推進する取組なども展開されており、県民の意識や行動の変容を促す契機となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民行動リストは2014年3月に作成して以来、見直しを行っておらず、内容的にも生物多様性やSDGsとの関わりが表現できていない。また、認知度も低いという課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりが、生物多様性との関わりを日常生活の中で捉え、実感し、身近なところから行動することは、生物多様性を守る上で重要であることから、県民行動リストの内容及び広報方法について改善を図る。</li> </ul>
	(5) 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり		7	1				8	<p>★重点3「まちとむら交流促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を生かした農林漁村体験活動を企画・実施するほか、都市と農山漁村の交流活動に取り組む団体、またそうした交流活動等に自律的・継続的に取り組むための仕組みや組織づくりを行う団体への支援を通して、農山漁村が有する自然や文化、伝統などの優れた地域資源、多面的機能に対する県民の理解を促し、地域の魅力発信を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、交流活動等の企画提案に応募する団体数が増えず、ほぼ横ばいである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域づくりに取り組む団体への支援等を通じて、地域の活性化や魅力発信に取り組んでいく。</li> </ul>

## 第2期行動計画の実施状況と評価（案）

令和3年7月30日 第2回福岡県生物多様性戦略専門委員会

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価						事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性	
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	問題点・課題等		
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(1) 生態系ネットワークの形成		5	5					10	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀川生態系ネットワーク形成推進協議会（主催：国土交通省遠賀川河川事務所）に参画し、生態系ネットワーク形成に向けた情報収集を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業・河川環境・都市開発等の各種計画等において生態系に配慮した取組が行われているが、現段階では、生態系ネットワークの実現に向けた取組や考え方の整理は行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系ネットワークの形成に関する先行事例を収集し、関係部局に情報提供する。</li> <li>重要地域の抽出結果を踏まえながら、県土レベルの生態系ネットワークプランの策定を検討する。</li> </ul>
	(2) 重要地域の保全	①重要地域の保全に向けた新たな仕組みの構築	5	1				1	7	<p>★重点4「生物多様性上重要な地域の抽出と保全の促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希少種の生息・生育調査を実施し、重要地域の抽出に必要な情報収集を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現段階では、生物多様性保全上重要な地域の抽出はできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関連情報の収集・分析を進め、重要地域の抽出に向けた検討を行う。</li> <li>重要地域の抽出結果を踏まえ、各種空間計画へと反映させる。</li> </ul>
		②自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全	6	1	1			2	10	<p>★重点5「英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区において、生態系維持回復事業としてシカの生息状況調査や捕獲事業、絶滅危惧種の種子の保存を実施しており、当該地域における絶滅危惧種等を含めた生物多様性の保全に貢献している。</li> <li>ラムサール条約湿地候補地に向けた情報収集を継続している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一度喪失した植生等の回復には、長い時間を要することから、現時点では、生態系の著しい改善には至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、英彦山及び犬ヶ岳地区における生態系維持回復事業を実施していく。</li> <li>ラムサール条約湿地候補地については、地域の理解と協力を得られる場合には、登録を推奨する。</li> </ul>
		③その他の制度を活用した重要地域の保全	5	1					6	<ul style="list-style-type: none"> <li>名勝・天然記念物の指定や重要文化的景観の保全、緑地保全が適切に行われ、生物多様性の保全に寄与している。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、名勝・天然記念物の指定、重要文化財的景観の選定、緑地保全、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保全活動を実施していく。</li> </ul>

## 第2期行動計画の実施状況と評価（案）

令和3年7月30日 第2回福岡県生物多様性戦略専門委員会

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価					事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性	
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献		問題点・課題等
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(3) 野生生物の適切な保護と管理	① 絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全	2	1	1			4	<p>★重点6「福岡レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度の改訂に向けて検討会議を設置し、改訂方針を検討している。</li> </ul> <p>重点7「野生生物の保護に関する方針の策定」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」の制定により、県、市町村、事業者及び県民等が一体となった希少種保護の取組を推進した。</li> <li>・保護の緊急度が高い指定種の保護回復事業や生態系に影響を与える野生動物の調査等を通じて、希少種保護の取組を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」の認知度 &lt;県政モニターアンケートの結果を後日反映&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドデータブックの改訂に向けた検討を継続する。</li> <li>・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生動植物種」の追加や保護回復事業の実施を検討する。</li> <li>・制度の普及を図るとともに、希少野生動植物種の保護により、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代へ継承することの重要性について、県民の理解促進を図る。</li> </ul>
		② 鳥獣の保護管理	9					9	<p>★重点8「野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカ捕獲や防護柵の設置等、鳥獣の産業被害に関する各種対策が積極的に進められており、被害額は減少傾向にある。</li> <li>・捕獲従事者の人材育成を継続して実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の高齢化が進み、狩猟者登録の届け出件数が減少傾向にある。</li> <li>・県全域におけるシカの生息密度は減少しておらず、自然生態系への影響についても改善の兆しがみられていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、鳥獣駆除、捕獲従事者の人材育成、ジビエの消費拡大に関する事業を推進する。</li> </ul>
		③ 外来種の防除	5	3				8	<p>★重点9「侵略的外来種防除マニュアルの作成」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県侵略的外来種防除マニュアル」を作成し、様々な主体による自主的な外来種防除を支援した。</li> <li>・防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物の現状把握と防除マニュアルの作成、市町村向けの捕獲支援（講習会の実施）等を行った。</li> <li>・外来種ごとに防除リーフレットを作成し、市町村や関係団体等に配布・周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体において防除マニュアルの活用が進むような支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福岡県侵略的外来種防除マニュアル」の普及を図るとともに、具体的な活用を促すための取組を検討する。</li> <li>・「入れない、捨てない、拡げない」の外来種被害防止三原則のもと、広報や普及啓発等の対策を検討する。</li> </ul>
	(4) 地球温暖化対策との連携	2	3		1		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県における温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）比で2018年度は17.3%減少しており、地球温暖化の緩和に貢献している。</li> <li>・公共工事事務局において緑化ガイドラインが活用されることにより、緑化が進み、温暖化対策にも貢献している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定めた新たな方針に基づき、更なる削減目標の設定が必要。</li> <li>・温暖化と生物多様性に関する現状や変化状況を把握するためのモニタリングや、情報の共有化等が実施できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度中に福岡県地球温暖化対策実行計画を改定し、計画を着実に推進することで生物多様性の保全に寄与する。</li> </ul>	
	(5) 環境影響評価制度の適切な運用	1					1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価手続の各段階において、生物多様性の確保や環境保全への適切な配慮がなされるよう意見を述べている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要地域の抽出が遅れており、環境影響評価技術指針の改訂が持ち越しになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、環境影響評価技術指針改訂の検討を行う。</li> </ul>	

## 第2期行動計画の実施状況と評価（案）

令和3年7月30日 第2回福岡県生物多様性戦略専門委員会

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価						事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	問題点・課題等	
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進	①公共工事全般に関する取組	10	3		3		16	・生物多様性に配慮した公共工事が行われるよう、県及び市町村の公共工事部局からの依頼に基づき、希少種の分布情報を提供し、公共工事における生物多様保全の取組を支援している。（県は2015年度、市町村は2017年度から実施） ・公共工事配慮事例集を2021年度に改訂し、公共工事担当部局との情報共有を図った。	・公共工事配慮指針と緑化ガイドラインは公共工事部局内における内部資料であり、市町村等に広く周知していないことから取組が限定的である。	・公共工事配慮指針や緑化ガイドラインを市町村や事業者向けに公開することを検討し、県以外の主体による取組の推進を目指す。
		②山地・森林における取組	5	1		1		7	・山地や森林が持つ公益的な機能を確保するため、透過型治山ダムの整備、保安林の指定といった砂防・治山・林道・災害対策の整備事業を実施することで、生物多様性の維持保全に貢献している。	—	・引き続き、山林、森林等における生物多様性の維持保全に関する取組を行っていく。
		③農村における取組	2	1				3	・農村整備事業の実施に際しては、有識者が参画する「環境情報協議会」を開催するなど、生物多様性に配慮する視点が反映される仕組みが作られている。	—	・農村整備事業において生物多様性配慮の視点が反映されるよう、引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。
		④都市における取組	2	5				7	・道路建設に伴う緑化や街路樹について、緑化ガイドラインに基づき事業を実施している。 ・緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策などを定める「緑の基本計画」が27市町で策定されており、生態系ネットワークに配慮した都市公園の整備等の推進が図られている。	2018年に国土交通省が「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に関して、生物多様性の配慮の視点が盛り込まれたが、それ以前に策定された計画の中には生物多様性に言及されていないものもある。	・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。 ・緑の基本計画改定の際は、生物多様性の配慮の視点を取り入れるよう働きかける。
		⑤河川における取組	3	6				9	・河川整備基本方針、河川整備計画において、生物多様性配慮の観点を取り込まれている。また、多自然川づくりの考え方が浸透し、生物多様性に配慮した工事が実施されている。	—	・引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。 ・行政職員を対象とした研修や、多自然川づくりの事例発表会を通じて、多自然川づくりの技術力向上と更なる普及啓発に取り組む。
		⑥沿岸・海域における取組	3	2				5	海岸環境の保全・再生や漁港漁場の整備にあたり、生物の生息環境に配慮した工事や緑地の整備を検討するなど、生物多様性の視点が取り入れられている。	—	・引き続き、里海の生態系保全と安全確保に向けて、生物多様性に配慮した海岸環境の保全・再生、漁港魚場の整備事業を行っていく。
		⑦山地から海岸までの一貫した取組	5	2				7	・同中項目の①から⑥までで述べた森林整備、水質保全、治水・利水事業について、生物多様性に配慮した事業が実施されている。	・流域のつながりがもたらす多面的な機能や効果については認識されつつあるが、事業課が多岐にわたっており、部局横断的な取組は行われていない。	・森里川海までの流域のつながりを一貫して捉えた対策や施策の導入を引き続き検討する。

第2期行動計画の実施状況と評価（案）

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価						事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	問題点・課題等	
3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります	(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	①林業分野における取組	10					10	★重点10「森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策」 ・森林の有する公益的機能を発揮するため、林業の人材育成、市町村が実施する人工林の間伐支援、不採算人工林から自然林への誘導事業を通して、生物多様性に配慮がなされている。また、福岡地域森林計画の改訂（2020年）の際には、生物多様性に関する視点が導入された。	—	・森林の有する公益的機能の発揮に向け、引き続き、人工林の間伐支援や自然林への誘導事業等を実施する。
		②農業分野における取組	8			1		9	・化学肥料や農薬を低減する「ふくおかエコ農産物認証制度」や「環境保全型農業直接支払制度」の推進。 ・安全な農作物の生産や環境保全等に取り組む農家の増加を目指し、農業における食品安全、環境保全、労働安全等に取り組むGAP（農業生産工程管理）の導入を支援している。	—	・化学的肥料や農薬の低減、環境保全といった生物多様性に配慮した農業への支援を引き続き推進する。
		③漁業分野における取組	6					6	・水産資源の持続的な利用を図るため、資源調査を実施し、調査結果を踏まえて資源管理計画等を策定し、資源管理に努めている。 ・計画的な種苗放流による増殖、外来魚の防除研究、疾病対策に取り組んでいる。	—	・引き続き、生態系の健全さと水産資源の持続的な利用を保つため、水産資源の保全・管理を推進する。
	(2) 里地里山の適切な利用と管理	①里地里山の適切な利用と管理	9					9	・森林・山村多面的機能発揮対策事業等により、森林の持つ多面的機能の保全と再生に関する取組が進んでいる。 ・森林（もり）づくり活動公募事業によるNPO等への活動支援が行われている。また、中山間地域における草刈り等の共同活動に対し、地域外の住民がボランティアとして参加する「中山間サポーター制度」の実施を通して、里地里山の維持管理を進めるとともに、住民とボランティアとの交流、地域の活性化や魅力発信に取り組んでいる。 ・竹林に関しては放置竹林の整備や農家等への支援を継続した結果、着実に進展しており、生物多様性の維持保全に貢献している。	・保安全管理等を行う農業者の高齢化や地域住民の減少が課題。	・保安全管理等を行う活動組織の合併・広域化や外部人材の活用等により担い手の確保を図ることを検討する。
		②里海の適切な利用と管理	10	1		1		12	・市町村が実施する海岸、漁場への漂着ゴミ対策について、環境部、農林水産部及び県土整備部が連携した取組によりそれぞれ支援している。 ・藻場、干潟の保全活動や漂流・漂着するゴミの回収活動に取り組む漁業者・地域住民によるグループを支援することで、水質や底質の浄化機能を有し、生態系の維持に不可欠な藻場、干潟の保全を図っている。	—	・引き続き、藻場、干潟の再生と里海の適切な管理に向けて、取組を推進していく。

第2期行動計画の実施状況と評価（案）

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価					事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性	
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献		問題点・課題等
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(1) 行政施策への浸透	① 県政における生物多様性の浸透	7	1		1		9	<p>★重点11「県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事部局に対する研修を実施し、公共工事に対する生物多様性の視点導入を継続して呼びかけている。また、県が各河川毎に策定する河川整備計画には生物多様性の視点が導入されている。</li> <li>保健福祉環境事務所の生物多様性担当者に対して毎年研修を実施している。</li> <li>グリーンインフラの取組を進めるため、公共工事担当部局を構成員とする庁内ワーキンググループが設置され、環境部もオブザーバーとして参画している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の視点の導入は進みつつあるが、まだ導入されていない計画等もあるため、策定（改訂）の際には生物多様性の視点を導入するよう、継続的に促す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の視点が導入されていない計画・指針を把握するとともに、生物多様性戦略庁内推進会議を通して、視点の導入を促す。</li> </ul>
		② 市町村の取組促進と支援	2					2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村生物多様性担当者向けの研修において、生物多様性の重要性と地域戦略の策定を働きかけたほか、市町村と連携して絶滅危惧種等（ガシャモク、オニバス、スイゼンジノリ）の保全対策を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの市町村で生物多様性地域戦略の策定が進んでいない（6市町村策定済）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少種保護事業、外来種対策、生息地再生事業などの好事例を収集するとともに、プラットフォームを活用して市町村との情報共有を図っていく。</li> </ul>
	(2) 多様な主体の参画促進	① 地域活動の促進	6	2				8	<p>★重点12「県民一体となった生物多様性保全活動の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域主体の生物多様性保全活動を推進するため、外来種の防除リーフレットを作成し、市町村、河川愛護団体等に配布した。各地区の地域環境協議会においては、団体交流会や報告会、地域住民を対象とした観察会や出前講座が実施されており、県民が保全活動に参加する動機づけの機会となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの協議会も自然観察会や出前講座など、多くの県民の参加を得ながら事業を展開しているが、さらに多くの地域住民の関心・興味及び活動への参加を喚起する取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域環境協議会において活動や交流を促進する事業を行うことを通して、地域における一層の環境保全活動を推進していく。</li> </ul>
		② 企業の取組促進と支援	4	1		2		7	<ul style="list-style-type: none"> <li>県ホームページ等において、生物多様性保全に貢献した企業や認証制度等を発信することにより、生物多様性保全への民間の参画が進むよう取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性保全に貢献した企業等の情報収集が十分にできていない。</li> <li>生物多様性保全への民間の参画が進むよう、企業の自主的な取組を促すことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の自主的な取組を支援するため、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する企業の取組事例などを収集し、プラットフォームを活用して情報提供することを検討する。</li> </ul>
	(3) 連携促進によるネットワーク化		4					4	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域環境協議会における事業を通して、構成団体の交流を促進した。</li> <li>「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」に参画（2018年～）するとともに、同協議会が主催する勉強会等において、外来生物の駆除に関する情報を提供した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域環境協議会の事務局である保健福祉環境事務所だけでなく、他の協議会構成団体が企画・実施主体となる事業についても更に広げていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地域環境協議会において活動や交流を促進する事業を行う。</li> </ul>

## 第2期行動計画の実施状況と評価（案）

令和3年7月30日 第2回福岡県生物多様性戦略専門委員会

実施状況評価 ◎：実施済 ○：一部実施済 △：着手済 ▲：検討中 ×：未実施

資料6

大項目	中項目	小項目	事務局による実施状況評価						事務局による達成状況評価の試み		今後の展開・方向性
			◎	○	△	▲	×	計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献	問題点・課題等	
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(4) 人材育成と活用		2					2	<b>★重点13「生物多様性アドバイザー制度の利用促進」</b> ・アドバイザー登録者数29人 ・第2期行動計画で、通算で計38回実施	・生物多様性アドバイザーの登録者数は第2期行動計画策定時の16人から29人に増加したが、数値目標50人の達成には至らなかった。 ・保全団体や学校、企業等への周知が不足しており、派遣要請が少ない。	・学校や企業等における制度利用など、アドバイザー制度のさらなる活性化を検討する。
	(5) 調査研究の推進		8	2		1		11	・県ホームページ「福岡県の希少野生生物」で公開している希少種分布情報は、サイトへのアクセス数が多く、県民によく利用されている。 ・生物多様性地理情報システムを再構築し、植生図や絶滅危惧種、外来種の分布情報の蓄積を進めている。	・希少種以外の情報収集が進んでいない。	・生物多様性地理情報システムへの情報蓄積を進めるとともに、プラットフォームを活用し、希少種以外の情報提供についても充実を図る。 ・本県の生物多様性に関する調査研究、科学的情報の集約・発信、標本の管理、保全・再生の取組に対する専門的支援等を一括して行う中核拠点の設置を検討する。
計			183	48	2	11	3	247			

※約94%（四捨五入）が実施済（◎）か一部実施済（○）である。